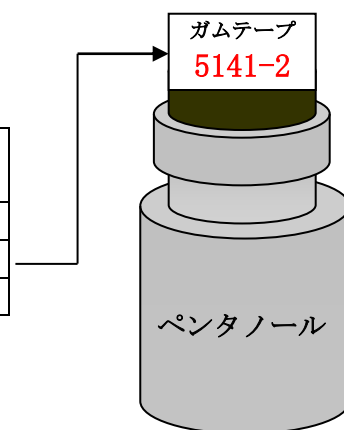


## < 廃試薬搬入手順 >

- ① 施設課施設計画係と搬入する日時を決める。
- ② 廃試薬の瓶に、ガムテープを貼り、ご提出いただいた廃試薬リストの番号を書く。  
※ガムテープ等は剥がれないように貼ってください。(ガムテープが必要な場合は、差し上げますので、その旨お知らせください。)  
※運搬用コンテナが必要な場合は、お貸しします。
- ③ 廃試薬リストと当該リストに記載された廃試薬を検品の上、①で決めた日時に有害廃棄物処理施設に廃試薬リストとともに搬入する。
- ④ 有害廃棄物処理施設で用意されているコンテナに移す。

(例) 廃試薬リスト

番号	薬品名	内容重量	単位	容器名	性状
5141-1	硫化炭素	500	g	ガラスビン	液体
5141-2	ペンタノール	100	g	ガラスビン	液体
5141-3	ショウ酸	200	g	プラスチック	粉末



### 【注意】

- \* 「今後使用する予定がない試薬の実態調査について (依頼)」に伴いご提出いただいた廃試薬リストから、追加、削除などの修正はしないでください。
- \* 「試薬が見つからない」、「使用してしまった」等の場合はご相談ください。
- \* 新たに廃試薬がある場合は、次回処理分としますので、今回は持ち込まないでください。
- \* 廃試薬に「有害廃棄物処理票」を付けていただく必要はありません。  
廃試薬リストと廃試薬のみを持参してください。

ご不明な点などありましたら以下までご連絡ください。

施設課施設計画係 大澤(内線 7159)・田部井(内線 5141)  
[yuugaisi@u-gakugei.ac.jp](mailto:yuugaisi@u-gakugei.ac.jp)